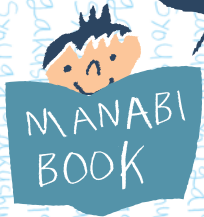


社会福祉

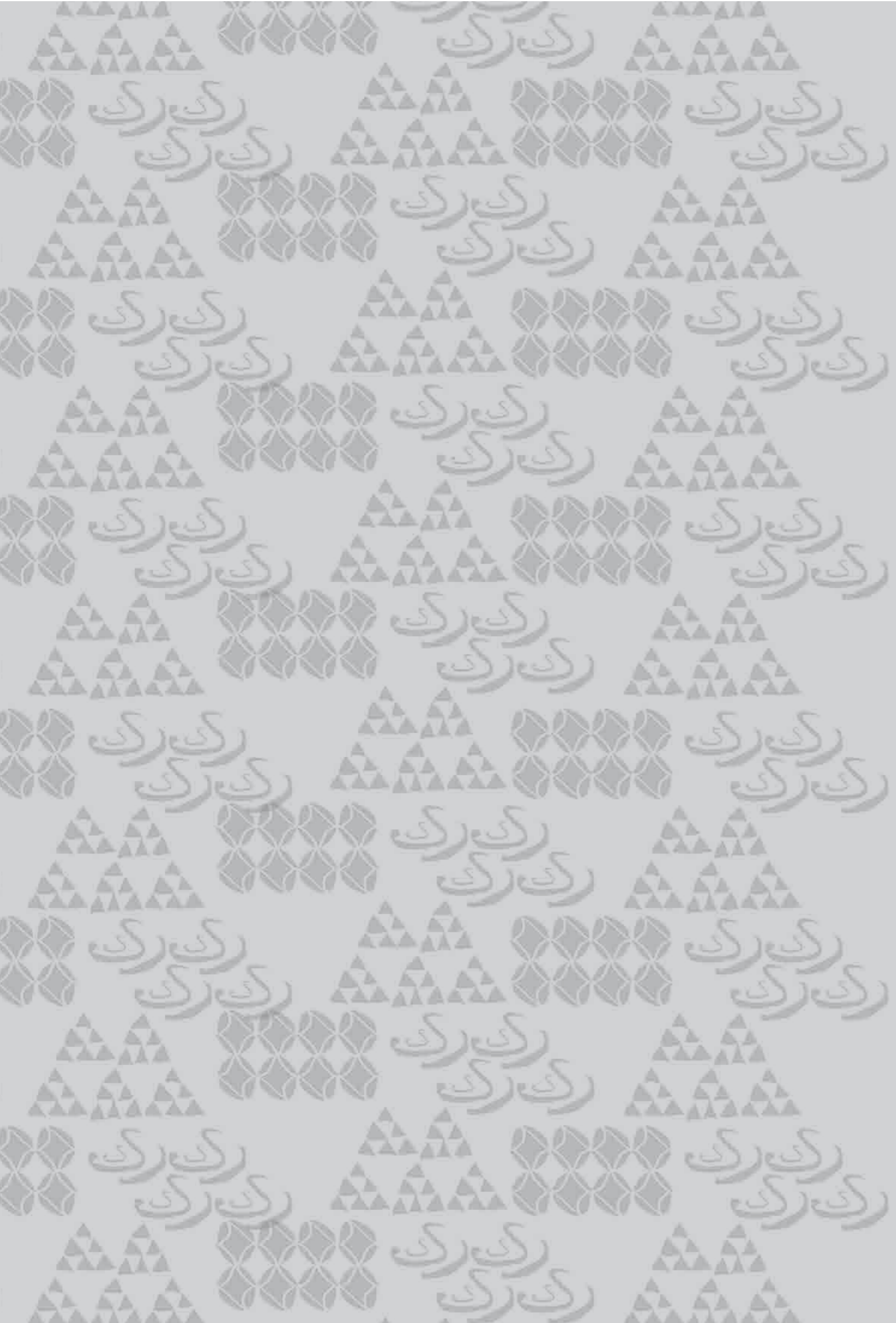


障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会

共生社会 の マナナ ビ^{te}会

〈 障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集 〉



障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集の作成にあたって

ときの文部科学大臣がある日、特別支援学校を訪問した際、そこに通う生徒の保護者からの話が頭からはなれなかったそうです。その保護者の話とは「今度の3月でうちの子は高等部を卒業することになりますが、学校卒業後の学びや交流の場はどうなってしまうのか、とても不安です」というものでした。大臣は、かねてより「障害のある方々がこの日本の社会で、どうしたら夢や希望を持って活躍していくことができるのか」について考えてきたこともあり、国としてこの課題にしっかり向き合っていかなければならないとの思いから、文部科学省における「障害者のための生涯学習の推進」は、本格的に始まりました。平成28年の暮れのことです。

その後、平成31年3月に「障害者の生涯学習の推進方策について(報告)」がとりまとめられ、この報告書では、これから目指す方向性ととも、取り組むべき施策が示されています。その施策の中に「障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保」の必要性についても指摘されていました。それを受け、文部科学省では「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し、これまで有識者の委員の方々にご議論をいただき、令和4年3月に「議論のまとめ」を公表しました。

また、この検討会議では、人材育成の在り方の議論と並行して、知的障害者を対象とした実践事例を中心に実施主体ごとに整理し、Q&Aなども加え、障害者の生涯学習の取り組みを実施する際のポイントやヒントなどを盛り込んだ事例集をとりまとめました。本事例集は、主に地方自治体で社会教育や生涯学習を担当されている方、特別支援学校や大学などの学校教育の分野、あるいは障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方など、実際に取り組みを企画・運営する立場から、本当に知りたい内容を意識しながら編集を行いました。

学校卒業後の障害者の学びや交流の場づくりは、これまで先人の尽力により様々な取り組みが蓄積されてきました。その一方で、障害者本人の声として、「学びの機会が十分にあると思う」と感じている割合は3割程度にとどまるなど、まだ十分とは言えない状況にあります。

この事例集をきっかけとし、今後、様々な施策や取り組みがはじまり、障害者ひとり一人の声に向き合いながら、障害者の学びや交流の機会がさらに広がっていくことを期待しております。そしてさらにその先には、障害のある人も障害のない人も共に学び、共に生き、社会参加できる共生社会の実現につながっていくことを願っております。

最後に本事例集の作成にあたり、執筆やヒアリング、資料提供等にご協力いただいた関係者の方々に心より感謝申し上げます。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室長 清重 隆信

参考

文部科学大臣メッセージ
「特別支援教育の生涯学習化に
向けて」平成29年4月
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1384235.htm



学校卒業後における障害者の学びの推進に関する
有識者会議「障害者の生涯学習の推進方策につい
て―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、
生きる共生社会を目指して―(報告)」平成31年3月



もくじ

はじめに	1 障害者の生涯学習	―3つのキーワード―	4
はじめに	2 実践の多様性・政策の背景	―近年の動向―	6

事例集

01	「たまり場」から生まれるインクルーシブな学び	10
	東京都国立市公民館「コーヒーハウス」の取り組み	
02	教育と福祉の連携	
	地域のみんでつくる障害者の暮らしを支える講座	12
	兵庫県朝来市和田山生涯学習センター 「知的障害者オープンカレッジ」の取り組み	
03	インクルーシブな履修証明プログラムで知的障害者に大学を拓く	14
	神戸大学「KUPI」の取り組み	
04	障害当事者中心の学びを支えるコーディネーターの気づき	16
	NPO法人障がい児・者の学びを保障する会の取り組み	
05	障害者本人と一緒につくる学びの場	18
	東京都練馬区障害者地域自立支援協議会の取り組み	
06	「防災」の学びを通じた特別支援学校と地域の関係づくり	20
	山口県立山口総合支援学校でのコミュニティ・スクールの取り組み	
07	特別支援学校を「地域」に開き、活かしていく	22
	東京都立特別支援学校公開講座の取り組み	
08	いろいろな立場の人が協働して学びを拓く	24
	NPO法人PandA-Jの取り組み	
09	「障がい者のためのクラブ・サークル紹介」の 発行を通じた生涯学習情報の収集・発信	26
	福井県福井市障がい者自立支援協議会の取り組み	

障害者の学びの場・合理的配慮のQ&A	30
--------------------	----

参考文献・WEB等の紹介 障害者の生涯学習関連施策リンク集	34
----------------------------------	----

はじめに 1

障害者の 生涯学習

— 3つのキーワード —

「学び」「障害の社会モデル」「合理的配慮」

津田英二（神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授）

「学び」

は、人がさまざまな他者や事物と出会って、世界や自分自身についてより深く知るなど、人がいきいきと生きるために大切な活動です。学校での勉強も「学び」のひとつの形ですが、もっといろいろな形の「学び」が、学校を卒業した後にもあるといいですね。いきいきと生きるための「学び」は、誰にとっても大切なものです。障害者の生涯学習というテーマでこのハンドブックで考えていくのも、こうした「学び」です。

受験を経て大学に通ったことのある人の中には、そこでワクワクするような学びに出会ったことがある人もいます。一方で、意欲はあっても「障害」によって受験にまで至らない人たちもたくさんいます。受験制度の上に成り立つ大学の学びは、学校の勉強ができる人は進学し、学びに出会う可能性が広がりますが、一方で勉強が苦手な人はその機会に恵まれない、と言えます。障害者の中には、勉強が苦手なために、ワクワクするような学びに出会う機会に恵まれない人たちがたくさんいるようです。

また、大学に入ったとしても、移動に困難がある障害者は、キャンパスに通うための手段を確保しなければ学びの場にたどり着けません。学ぶためになんらかの支援を必要とする人が、それを受けることができないために、教室に行くことすら断念するということもあるでしょう。

ワクワクするような学びの機会があるのは、もちろん大学だけではなく、社会のさまざまな場面に、たくさんのワクワクする学びをつくっていかうというのが、生涯学習のめざすところです。そのような学びにはもちろん障害者も参加できるようにしなければなりません。例えば公民館での学びであれば、公民館に行くための交通手段がない、バリアフリーになっていない、必要な支援を受けることができないといったことで、「障害者が来てはいけなところなのかな?」と感じさせるようではいけません。

このハンドブックは、障害者がいきいきと生きるための学びから排除されない状況を創り出すヒントを、実際の学びの場での工夫や出来事から提示します。

「障害の社会モデル」

が世界の常識になってきています。

国連で2006年に障害者権利条約が採択され、日本も2014年にこれを批准しました。障害者権利条約の基本的な考え方が「障害の社会モデル」です。

「障害の社会モデル」とは、障害は障害者を排除する社会の側の問題だ!という理解のことをいいます。従来の、障害は障害者の個人的な問題であり、障害は障害者が頑張っ克服しなければならないという捉え方(これを「障害の個人モデル」といいます)から大きく転換したわけです。「障害の社会モデル」は、今や日本を含めた世界の標準になりました。障害の問題に取り組むということは、排除を生み出す社会を変えていくということなのです。

「合理的配慮」

は、障害者が参加できるようにするための様々な工夫のことを指す言葉です。段差のある場所にスロープを

設置する、情報の保障のために文字、手話、点字を使う、パニックになった人が落ち着けるスペースを設けるなど、いろいろなものがあります。

不特定多数の障害者への合理的配慮

さまざまな障害者に対して、参加の障壁をなるべく低くしておく必要があります。段差のために公民館の入口にたどり着けないというような事態は、実際に車いすを使う学習者がやって来る前に解消しておきたいですね。

一人ひとりの学習者に寄りそう合理的配慮

その一方で、学びに参加できなくしている障壁は、人によって違います。例えば、同じ聴覚障害をもっている人でも、手話通訳で学びがうまくいく人もいれば、手話はわからないので要約筆記が必要という人もいます。それぞれの声を聞かないと、判断できないこともたくさんあるわけです。

知的障害者向け、聴覚障害者向けといったように、障害別に学びの機会をつくるのも、合理的配慮のひとつであることがあります。似たニーズをもっている仲間と一緒に学ぶことで、困ったことも相談しやすいし、関心が共通している可能性もあり、気兼ねなく参加できることもあるからです。

しかし、障害者だけを対象にした学びの機会は障害者だけの閉じたコミュニティで終わってしまうこともあります。共生社会の一員として障害者がいきいきと生きることに向かう、開かれた学びの場をつくっていききたいところです。



障害者の生涯学習、待望の政策化

「学ぶ機会が少なすぎるし、短すぎる！」これまで、多くの障害者やその家族がこのように思ってきました。学びが身に付くのに時間がかかる人が多いのに、学校に通える期間は短いし、通える学校も限られています。また、学校を卒業した後の学ぶ機会は、これまで注目されてきませんでした。

2017年に文部科学省に「障害者学習支援推進室」が設置され、障害者の生涯学習政策が待望の産声を上げました。それ以降、学びの機会拡充のためのシステムやモデル開発、先進事例の発掘、普及・啓発、調査研究などが行われています。

障害者の生涯学習が政策課題となった背景のひとつに、国連の障害者権利条約への批准があります。この条約は、障害者だからという理由で障害者本人に不利益がある状況を変えていこうとしたもので、生涯学習もキーワードのひとつです。人間は生涯を通して個々の価値を実現し、社会参加します。障害者だからという理由で、自分の価値を実現したり、社会参加したりする機会、またはその過程にある学びから排除されてはいけません。生涯学習は、こうした当たり前の権利を実現するための要に位置づけられるものです。

共生社会の実現

共生社会について、内閣府のホームページに次のような呼びかけ文があります。「国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが必要です。」

共生社会への動きは、多様な背景や特徴をもった人たちによって社会が構成されているという事実に向け、特定の人たちが生きづらいつら社会を変えていこうという方向性をもっており、社会福祉、スポーツ、文化芸術、そして教育など、さまざまな領域で推進されています。「誰ひとり取り残さない」というフレーズが、官民挙げて実施されているSDGsキャンペーンの重要なメッセージになっていることも、共生社会をめざす世界の大きな流れとして象徴的です。障害者の生涯学習機会を広げていこうとする努力は、共生社会実現に向けた動きの一部とも言えるでしょう。

障害者の生涯学習推進の問いかけ

障害者の生涯学習を推進していくと、さまざまな具体的な困難が見えてきて、それに付随するたくさんの問いが浮かび上がってきます。

障害者の生涯学習のための実践を担うのは誰？

担い手はどこにいるのだろうか？

その担い手に、どのようなサポートをすることが望ましいのだろうか？

何が参加を妨げるハードルになっているのだろうか？

どうすればそのハードルを取り除くことができるだろうか？

学びの内容はどうしたらいいのだろうか？

真に意味のある学びとは？

そのような学びをどうやってつくることができるだろうか？



文部科学省では、2018年度にこうした問いをめぐるアンケート調査を実施し、いくつかの自治体でも同様のアンケート調査が行われています。それによると、さまざまな組織や人が、それぞれ持っている力を発揮し、相互に連携・協力をしていくことの大切さがはっきりとしてきます。

多様なプログラムを広域的に支える必要性

生涯学習が対象とするプログラムの種類は幅広く、生活の向上や職業技能の向上から、スポーツ、文化芸術、趣味やレクリエーションの活動まで含まれます。その担い手には専門性が必要とされることも多く、社会教育や社会体育関係の施設に限らず、社会福祉関係の組織、学校、企業や就労関係の施設、当事者組織など、さまざまな組織や人が、自分たちのもっている力を発揮して個性的な生涯学習機会を障害者に提供しています(表参照)。

障害者の生涯学習機会には、障害の有無によらず誰もが参加できる場から、特定の障害に特化したプログラムまであります。後者であれば、当該の障害について熟知した担い手が運営に関わっていることが多いでしょう。一方で、社会教育施設や社会体育施設で行われるプログラムは誰でも参加できるものが多いですが、そうした場であっても、障害者それぞれの多様なニーズに対応できなければならず、障害についての専門性をもつ組織や人と連携できていると心強いです。

提供プログラムの幅広さに紐づいて担い手が多様であるため、情報を集約することは容易ではありません。管轄も多元的で、そもそも管轄がないような活動も数多くあります。このため、情報を収集・集約して発信し、担い手のサポート機能をもつ組織が必要です。広域的なコーディネートを担う組織の整備は、障害者の生涯学習推進にとって喫緊の課題であると言えます。

表 「障害者の生涯学習」を支える実践の多様性

公民館等における実践	障害者青年学級など障害者を主な対象とする事業 一般の学級・講座等への障害者の参加(合理的配慮) 社会教育関係団体やサークルへの障害者の参加
その他の社会教育施設における実践	博物館における合理的配慮 図書館における合理的配慮、点字図書等の提供 障害者スポーツセンターの設置 体育施設における合理的配慮、アダプテッド・スポーツ推進
学校に関連する実践	特別支援学校等の同窓会活動 大学の公開講座等への障害者の参加(合理的配慮) 大学等におけるオープンカレッジ、障害者対象の公開講座等 継続教育を実施する高等教育機関における障害者の受入
社会福祉に関連する実践	障害者支援事業所における文化芸術活動、スポーツ活動、学習活動 自立生活センター等における自立生活プログラム 学習活動の参加に不可欠な障害福祉サービスの提供 社会福祉協議会の福祉教育活動等
就労支援に関連する実践	就労支援施設における作業としてのアート活動 一般就労をする障害者の生きがいづくりのプログラム
その他の実践	親の会や家族会などによる学習活動 障害当事者グループの学習活動 NPOなどによる文化芸術活動、スポーツ活動、学習活動 営利事業としての障害者対象の教室等 民間の学習機会への障害者の参加(合理的配慮) 医療機関における学習活動、学習支援活動

※神戸大学・津田英二教授による整理(「障害者の生涯学習支援推進の考え方」『社会教育』2018年12月号、日本青年館より)

keyword #公民館 #障害者青年学級 #若者 #たまり場 #悩みや葛藤 #支援する/される

「たまり場」から生まれる インクルーシブな学び

東京都国立市公民館「コーヒーハウス」の取り組み

青山 鉄兵（文教大学人間科学部准教授）



はじめに

障害者の生涯学習を支援する代表的な仕組みの1つに「障害者青年学級」があります。障害者青年学級は、特別支援学校や特別支援学級の卒業生に、学習や余暇の活動を提供する取り組みとして、1960年代以降に東京都を中心に全国各地で展開されてきました。

40年以上の歴史を持つ国立市公民館の「コーヒーハウス」は、障害者青年学級を含む障害者の生涯学習の先駆的実践の1つであり、障害の有無を問わず、地域の多様な若者たちがともに学ぶ公民館による若者支援の実践としても知られています。

「たまり場」から始まる共生

コーヒーハウスの主な舞台は、館内のロビーの横にある「喫茶わいがや」と「青年室」です。喫茶わいがやは、1981年に開店した、障害の有無を超えて若者たちが共に運営する喫茶コーナーで、全国の障害者が働く喫茶コーナーの原点と言われています。喫茶わいがやに隣接する青年室は、コーヒーハウスに関わる若者たちの「たまり場」であり、ここを拠点に各種の講座やイベントも行われています。

「コーヒーハウス」は、この2つの空間を中心に展開される活動の総称です。具体的には、しょうがいしゃ青年教室、青年講座、喫茶わいがや、その他のイベント等の活動が、

相互に密接に関連しながら展開されています。しょうがいしゃ青年教室は、公民館主催事業の障害者青年学級として、料理、喫茶、陶芸、クラフト、リトミック、スポーツ、YW（一人ではやらないことをみんなで企画・実施する講座）の7コースに分かれてそれぞれ月1回開催され、職員だけでなく、ボランティアの若者たちが、60名以上の障害のあるメンバーと一緒に活動しています。喫茶わいがやは市民団体の「障害をこえてともに自立する会」によって運営されており、しょうがいしゃ青年教室の喫茶コースの実習の場として、障害のあるメンバーが、他のスタッフと一緒にお店の業務を担っています。両方のスタッフを兼務している若者も多く、こうした若者たちを中心に、各種の青年講座や自主企画のイベントなどが行われています。

コーヒーハウスは、当初から障害のある若者が共にいる場だったわけではありません。1970年代のコーヒーハウスでは、それまでの勤労青年を対象とした教室型の講座ではなく、地域の若者たちが自由に交流できる無目的な「たまり場」であることが重視され、ここから、さまざま活動が派生的に展開していきました。しょうがいしゃ青年教室と喫茶わいがやも、この「たまり場」から派生した活動で、コーヒーハウスに障害のある若者が参加するようになったことをきっかけに、若者自身の手によって生み出されていったものです（そこには、たまり場の一員として、こうした環境を支えてきた公民館職員たちの働きがあったことも見逃せません）。多様な人が集まる自由な「たまり場」こそ、コーヒーハウスにおける共生の原点といえます。

インクルーシブな空間を生み出す 2つのつながり

コーヒーハウスには、障害のある人とない人とがともに学ぶことを支える2つのつながりが見られます。

ひとつは、障害のある人のためのプログラムと、誰でも参加できるプログラムのつながりです。しょうがいしゃ青年教室が、喫茶わいがやや青年講座と連動しながら展開されることによって、障害のある若者は、しょうがいしゃ青年教室の参加者という、いわば支援される立場ではなく、コーヒーハウスというたまり場の一員としてそこにいることができます。支援する側と支援される側の立場が固定化されないことで、コーヒーハウスは、障害のない若者にとっても、大切な居場所になっています。

もうひとつは、地域に開かれたオープンな空間とメンバーのためのクローズな空間のつながりです。「たまり場」では、さまざまな人たちに開かれているという開放性と、メンバー同士が安心して関係を深めるための閉鎖性という、2つの相反する要素がどちらも大切な意味を持ちます。コーヒーハウスでは、喫茶コーナーと青年室という異なる2つの空間によって、地域の多様な人を巻き込みながら、仲間との人間関係を深めていく環境が用意されているのです。



にぎわう「喫茶わいがや」の店内

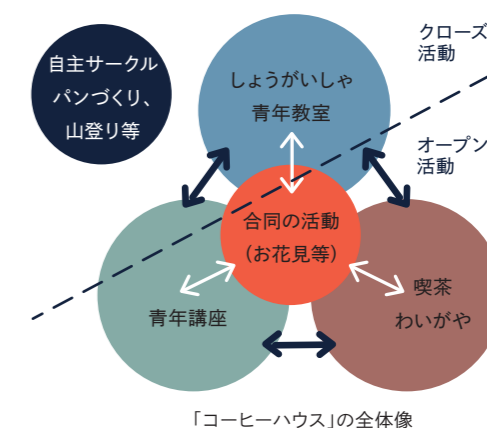
公民館を利用する市民の立場からの comment

どうしたら公民館をインクルーシブなコミュニティ創生の拠点にできるのか？

私が考える答えは、障害のある人と若者が出会う場を作ることです。なぜか？障害のある人と共に活動することは「面白い」からです。そして若者は感受性が豊かです。「面白い」とは「知らなかったことに出会った時の感動」に他なりません。そこから活動の広がり生まれます。

公民館を高齢者中心のサークル活動の場（これも大事ですが）だけの機能から脱却させたいと思うなら、障害のある人と若者が集うユニークな活動を実践する国立市の事例から学ぶことです。

平井 威



「コーヒーハウス」の全体像

あいまいで、懐の深い空間にこそ 生まれる学び

障害の有無を超えて、若者たちが同じ空間でさまざまな活動をする中には、多くの悩みや葛藤（時に対立）が生じます。コーヒーハウスの実践が魅力的であるのは、こうした悩みや葛藤を上手に回避できているからではなく、むしろ活動の中にたくさんの悩みや葛藤が生じる余地があり、そこに関わる一人一人がきちんと悩み、葛藤に向き合いながら、共に話し合いを重ねて着地点を模索することができているからであるように思います。さらに、コーヒーハウスで発行されてきた多くの冊子を見ると、そうした悩みや葛藤を含めて、自分たちの経験を言語化し、こうした場を自分たちなりに意味づけていくための仕組みがあることの大切さも確認することができます。

コーヒーハウスの活動は、障害者/健常者や、支援する側/される側といったわかりやすい枠組みでは捉えられないあいまいさを多く含んでいます。しかし、こうしたあいまいさの中にこそ、不器用ながらも密度の濃い関係が生まれ、懐の深い雰囲気ができあがってきたのでしょう。こうした空間に生じる相互的な学習こそ、社会教育/公民館ならではのインクルーシブな学びの形であると言えます。

国立市公民館青年室事業「コーヒーハウス」

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kouminkan/kouminkan3/1521783868949.html>


keyword #生涯学習センター #地域の参画 #教育と福祉の両輪 #頼る力 #ネットワーク力

教育と福祉の連携 地域 みんなでつくる障害者の 暮らしを支える講座

兵庫県朝来市和田山生涯学習センター
「知的障害者オープンカレッジ」の取り組み

文部科学省障害者学習支援推進室



講座「知的障害者オープンカレッジ」の概要

兵庫県朝来市、自然豊かな山あいに位置する和田山生涯学習センターでは、学校卒業後の知的障害者が日常生活に必要なノウハウを楽しく学び合う連続講座が開かれています。「知的障害者オープンカレッジ」と名付けられたこの取り組みは、「教育を受ける権利」と「個人の発達」の保障を目指し、地域に開かれた知的障害者の学びの場を提供するため、平成16年にスタートしました。以降、福祉部局とも連携し、地域の方々の参画を得ながら、障害者が暮らしやすい街をみんなでつくっていくという視点を持って、取り組んでいます。

【講座に関する参考データ】

- ・実施：年5回（主に土曜日の午後）
令和3年度実施実績 8月28日・10月23日・12月25日
1月22日・2月26日
- ・対象者：知的障害者（在宅・18歳以上）及びボランティア
- ・定員：講座生、ボランティアともに各20名程度
- ・年間受講料：1,000円
- ・年間事業予算：講師・ボランティア謝礼として15万円程度

講座の各回は、自分の生活に直結した内容を、テーマにあわせて「○○学」と題して学んでいます。例えば「栄養調理学」では、自宅で一人でも作ることでできる簡単な献立と食事について学び、「美術学」では、自分の好きな絵を描いて世界に一つだけのバッグ作りを行いました。

その他、詐欺や危険薬物等の犯罪から身を守る手立てやお金の使い方、金融機関の利用方法など、受講生の学びのニーズも取り入れながら、毎年内容を更新して、幅広い学習を実施しています。



オープンカレッジ「調理学」の実習

教育と福祉の分野を超え、 地域の人たちと一緒に作る講座

知的障害者オープンカレッジの講師やボランティアを務めるのは地域の方々です。美容師や保育士、警察官や手芸店の店長まで、朝来市の街で暮らすたくさんの人たちの協力を得て、みんなで講座をつくりあげています。この講座の講師を務め、初めて知的障害者と接したという方からは、「障害者のイメージが覆った」という感想もありました。自分の経験や仕事が学びの題材となることに感動を覚え、講師を務めたあと、ボランティアスタッフとして、引き続き事業に関わってくれる方もいます。この講座に関わってくれた人は、まさに地域の応援者として、地域の中で継続して受講生を見守ってくれています。

また、企画運営のスタッフに欠かせないのが、障害者支援に従事するスタッフ（社会福祉協議会職員や相談支援専門員など）です。障害者の取り組みは福祉部局が担当、生涯学習の取り組みは教育部局が担当、このような縦割りに捉われては、障害者の生涯学習はなかなか前に進みません。行政内部においても教育と福祉の連携はとても重要です。朝来市の取り組みでは、福祉の現場を知る人がスタッフとして参画し、教育と福祉の両輪で、障害者の学びの支援を行っていることが特徴です。

これらを実現できたのは、事業担当者の持つ「頼る力」と「ネットワーク力」によるものと言えます。障害者の生涯学習事業は、担当者1人では決してつくることができません。「講師は地域のあの人にお願いしよう、福祉のことに詳しい人をボランティアスタッフに迎えよう」と、常にアンテナを張り、困った時に「頼る力」は、障害者の生涯学習の取り組みには欠かせません。また、その「頼り」に応えてくれる人間関係を築きながら、幅広いネットワークを構築しておくことも重要です。

※地方公共団体の社会教育・生涯学習担当職員の方向けに、本冊子の30ページから学びの場づくりと合理的配慮に関するQ&Aを掲載しています。併せてご参照ください。

社会教育主事の立場からの comment

この事例では、障害者支援に関わった経験のある職員が講座の企画運営に参画するとともに、地域の方々が講師やボランティアを務め、生涯学習部門がそのコーディネートを行うという事業化の基本モデルが提示されています。「障害者のイメージが覆った」という地域の方々のコメントがこの事業の副次的ながら重要な成果を物語っています。障害者と地域の人々の相互理解こそ、ソーシャルインクルージョンの第一歩と言えます。

梶野 光信

無理なく楽しく、 いまできることから始めてみる

朝来市で実施されている知的障害者オープンカレッジは、講座の年間開催数も予算も決して多くはない事業ですが、そこにはいかにも社会教育施設らしい、楽しい学び合いの姿が溢れています。

文部科学省が平成30年度に実施した「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」によれば、障害者の学習活動の支援に関わった経験がある公民館・生涯学習センターは、全体のわずか14.5%にとどまることがわかりました。まだまだ少ない、障害者の学びの場を増やしていくためには、公民館や生涯学習センターをはじめとした社会教育施設がどれだけ主体的に取り組めるかが重要になります。障害者と接したことがない、何から始めたらよいかわからない、そんな事業担当者は、自分の持っているネットワークを最大限に活かして、様々な人に頼りながら、無理なく楽しく、今できることから始めてみてはいかがでしょうか。



オープンカレッジ「美術学」の活動

障害者の生涯学習の推進を担う
人材育成の在り方検討会について
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843_00002.htm



※朝来市和田山生涯学習センターの取り組みの様子、事業担当者や受講生からのメッセージを、こちらのサイトで配信しています。ぜひご覧ください。

keyword #大学 #純粋な好奇心 #メンター学生 #SDGs

インクルーシブな履修証明プログラムで知的障害者に大学を拓く

神戸大学「KUPI(Kobe University Program for Inclusion)」の取り組み

平井威（明星大学客員教授・明治大学兼任講師）



知的障害者も大学に

兵庫県における「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」事業の一環として取り組まれている神戸大学KUPI「学ぶ楽しみ発見プログラム～知的障害青年のための大学教育の創造～」(以下、KUPI)からは、一つの挑戦に挑む高揚感が伝わってきます。

舞台となった神戸大学国際人間科学部大学院・人間発達環境学研究室(津田研究室)では、既に大学を活用したインクルーシブな学びと地域における持続可能な共生に関するユニークな実践をいくつも展開してきました。

知的障害者を対象とした大学公開講座の開催、知的障害者が発行する新聞づくりを通じたセルフアドボカシー支援、神戸市との連携や子ども食堂などを展開する地元市民団体との協働による障害のあるなしに関係なく、誰もが自由に集える子育て支援拠点「のびやかスペースあーち」、障害者雇用と交流の場にもなっている大学内のキャンパス・カフェ「アゴラ」等がありますが、ここでは現在取り組まれているKUPIについて、その面白さのヒミツを共有したいと思います。

知的障害のある人たちの「学び」は、人々に新鮮な驚きをもたらす

神戸大学KUPIで学ぶ知的障害のある青年たちは、就職

や進学のために学んでいるわけではなく、「～のことを深めたい」「楽しそうだ」という純粋な好奇心から通っています。そんな学びの本質を体現している青年たちに吸い寄せられるように大学教員も一般学生もKUPIに関わっています。そこに「大学という学びの場自体が変容していくことにもつながる意義がある」とKUPI事業担当の教員は、この試みを評しています。

知的障害者の学びには、それをサポートするボランティアの存在が欠かせません。大学を活用した取り組みでは、学生がその役割を担えます。しかし、KUPIでは単にボランティアという位置づけではなく、ちょっと違う味付けがされています。これまでの大学公開講座やオープンカレッジでは、「学びのパートナー」「サポーター」「共同学習者」など



メンターとともに学ぶ障害のあるKUPI学生



神戸大学KUPIの授業風景

の名称が使われてきましたが、KUPIでは“一緒に学びつつお手伝いする”「メンター」と呼ばれます。

メンターたちは、KUPI学生の学習意欲の高さに触発されつつも、自分の考えを主張したい人を尊重することと授業目標を達成することの両立の難しさや、気分が乗らない時にうまくコミュニケーションがとれなかったことなど、彼らと一緒に学ぶ困難さについても率直に述べていました。この「学び」こそ、一般学生にとっての大切な発見であったと思うのです。

SDGsに取り組むすべての大学が着手できる履修証明プログラム

例えば、SDGsの「4.3 全ての人々が大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるように」、「4.a 全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるように」という目標を、9年後に達成することを真剣に考えたなら、身体障害者と発達障害者への入試・履修、及び卒業・進路への合理的配慮(これさえもまだ不十分です)で済むわけではありません。

これまで高等教育から実質的に排除されてきた知的障害者を包摂する取り組みとして期待されることは、障害者の福祉・教育等を研究テーマとする教員のいる学科等を活用して、学校卒業後の知的障害者等を対象とした一定のまとまりのある学修プログラム(履修証明プログラム=特別の課程)を開設し、その履修者に対して法令に基づく履修証明書を交付できるようにすることです。

KUPIでは、従来の公開講座等で行われていたような教



員の専門に即した講義(心理学、教育学、音楽療法論、音楽学、天文学、動物学等)とKUPI学生主体の話し合いや創作活動(写真撮影や新喜劇づくり)を「特別の課程」として用意し、それに加えて、聴講生として通常の学部生向け授業に参加し、一緒に学ぶ機会も提供しています。

10月から2月まで、週に3日、午後4時半から8時まで総時間90時間という密度の濃いプログラムですが、毎年10名ほどのKUPI学生が、ほぼ全員高い出席率で全課程を修了します。大学を活用した公開講座やオープンカレッジの実践に、SDGs時代にふさわしい新たな可能性を付け加えたと言えるでしょう。

持続可能な障害者生涯学習支援体制づくり

これまでの大学を活用した障害者生涯学習実践は、その多くが担当する教員の個人的な負担と学生のボランティアな関与で成り立ってきました。ゆえにオープンカレッジなどの取り組みは、持続可能性に課題がありました。

KUPIにおいて教員は、個人または研究室主催のイベント実施者という「副業」的な位置ではなく「本業」として深く関わることになりました。また「メンター」として参加する学生もアシスタント・ティーチャー(TA)同様に大学との雇用契約によるアルバイトスタッフの位置づけがあります。さらに現在は、文部科学省の委託研究のもと、特別にコーディネーターを2名雇用して授業内容を含む実務面の業務を担っています。

KUPI学生からは約5万円の授業料を徴収しています。大学で「正規課程」あるいは「特別の課程」で学ぶのであれば相応の負担は障害当事者にも求められるべきと考えます。

KUPIでは、聴講生制度の活用や「特別の課程」を組み合わせることで、通常の大学の授業への知的障害者の参加を実現する大学教育の新しい形を模索しています。

KUPI 学ぶ楽しみ発見プログラムHP

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~zda/KUPI.html>



社会教育主事の立場からの comment

特別支援学校高等部において卒業年次を迎える生徒に対する教員と保護者の関心は、働くことに焦点化され、レジャー(余暇、楽しみ)の視点が軽視されがちな傾向があります。

それに対し、神戸大学の取り組みは当事者のニーズから出発しているところに、ポイントがあります。また、この事例は知的・発達障害者の社会への移行期の学びを、高等教育機関がどのように保障していくか、という重要な問題を提起してくれています。

梶野 光信

keyword #主体的な学び #支援する/される #社会全体の学び #コーディネーター #障害当事者中心

障害当事者中心の学びを支える コーディネーターの気づき

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会の取り組み

青山 鉄兵（文教大学人間科学部准教授）

「一緒にいる」ことから生まれる学び

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会（以下、学びの会）では、知的障害のある人を対象とした「More Time ねりま」と、誰でも参加できる「i-LDK (Inclusive Learning Diversity with Kitchen)」の2つの事業を中心に、行政や団体、大学等と連携しながらさまざまな活動が展開されています。

平日の日中に行われる「More Time ねりま」は、障害者総合支援法に定められた自立訓練（生活訓練）事業であり、特別支援学校高等部・高校を卒業した人や、就労の継続に困難を抱えている知的障害者を対象とした障害福祉サービス（いわゆる「福祉事業型専攻科」）として、「生きる」「文化・教養」「スポーツ」「自主研究」等をテーマとした学習プログラムを提供しています。

平日の夕方以降および週末に行われる「i-LDK」は、地域の誰でも参加できる自主事業（および拠点）の総称であり、部活動やイベント、自由な居場所の提供などが行われています。i-LDKには、More Time ねりまの利用者や卒業生の放課後・余暇時間としての側面もあり、障害の有無を問わず、地域のさまざまな人が自然に交流できる場となっています。

学びの会の活動では、当事者の主体的な学びがとても大切にされています。例えば、i-LDKの実行委員会は障害のある当事者によって構成されるなど、支援する側が当事者の学びべきことを決めるのではなく、当事者が何を学び

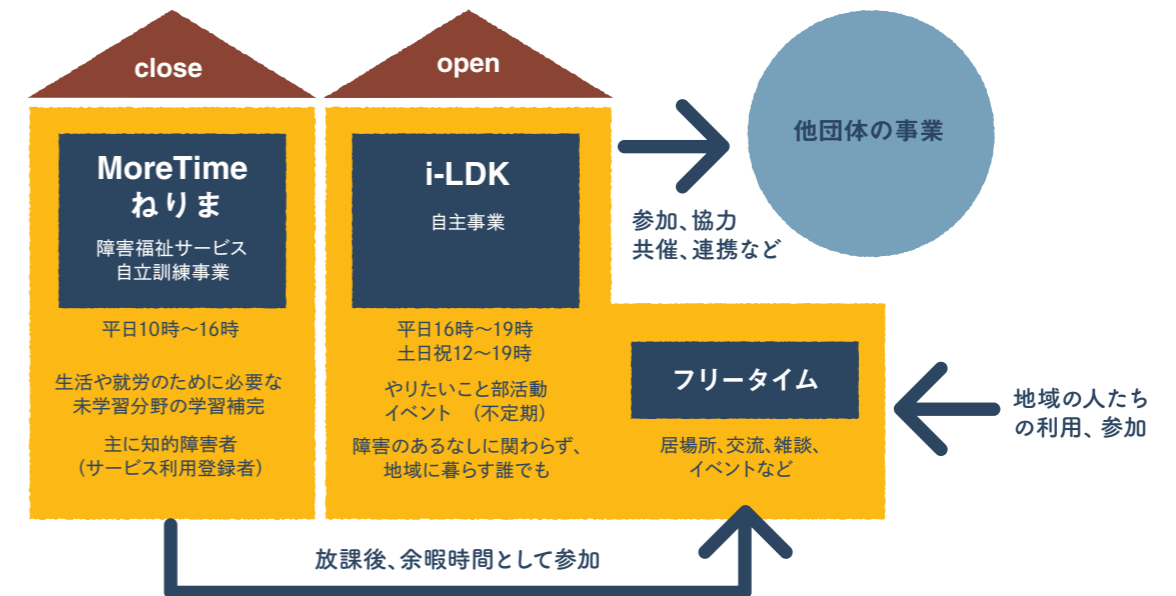


「i-LDK」の活動風景

たいと考えているのか、また、そもそも学びたいと思っているのかを大事にしながらプログラムが企画されています。そして、それがきちんとニーズに合っていたかどうか、常に当事者に確認しながら、関係者によるワーキンググループ（ここにも当事者が参加しています）によって検証されています。

また、ここでは「学ぶ」ということが、「知識や技術を身につけること」や「学習プログラムの中だけで起きること」だけでなく、ここに集まった人たちが「一緒にいること」の中から生まれるものとして捉えられています。ここに集う人たちが、障害の有無を超えて一緒に過ごすんだか楽しそうな時間の中で、個々のプログラムと、その手前にある一人ひとりの日常とが地続きにつながっていて、そのことが、支援する側とされる側という区分を良い意味であいまいにし、結果として、これまで主体的な学びにあまり縁のなかった当事者（スタッフも）が、学ぶことの楽しさや自分が学びたいことに気づいたり、地域の団体などと連携した活動が生まれやすい状況を作り出していると考えられます。

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会



「一緒に生きていく」ことで問い直される学び

こうした学びの会における学習の捉え方は、活動を始めた時からあったものではなく、障害のある人と一緒に活動する中で形作られてきたものです。

学びの会の代表の大森梓さんによれば、活動開始当初、知的障害がある自分の子どもの自立に向けた教育の場が少ないという問題意識のもと、学習を「与えられるもの/保障すべきもの」として今よりも狭く捉えていたと言います。しかし活動が始まり、当事者たちから自分が想像もしなかった言葉を数多く聞く中で、自分が良かれと思った学びを一方向的に提供するのではなく、「自分たちが一緒に生きていくということの中で学びを捉えること」が重要だと考えるようになっていきます。大森さん自身、「共生」といいながらも支援する側が障害のある人たちをコントロールしてしまいがちな風潮に違和感を持っていたにもかかわらず、自分自身も当事者が主体的に学ぶ場を一緒に作ることができていなかったことを痛感し、何を、どのように学ぶかを全て当事者ベースで考え直すようになりました。それはやってみたらとても面白いことであり、当事者だけでなく周囲のスタッフも変わっていくプロセスでもあったと言います。

障害のある人と一緒に活動していると、これまで自分がわかっていると思っていたことが、実はあまりよくわかっていないということに気づかされるなど、障害がある人と活動することは、健常者にとっても、学ぶべきことに気づいたり、当たり前を疑うことにつながります。大森さんはそうした経験を通じて、学びの会の活動が、障害者だけでなく、社会全体の学びにつながるものだと考えるようになっていったと言います。ここでは、何ができなかつたり苦手であるということが、ただ本人の学習の必要性を示すものではなく、学ぶことの意味や社会にとっての当たり前を問い直すという新たな価値をもつものとして捉えられていると言えます。

大森さんは、こうした学びの場を支えるコーディネーターにとっても、自分の苦手なことやできないことを自覚し、積極的に人の力を借りていくことが大事ではないかと言います。ともすると「できること」に価値が置かれすぎる教育や社会のあり方自体を見直してみることが、障害者にとっても健常者にとっても、新たな学びを生み出す一歩になると言えるでしょう。

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会HP
<https://npo-manabinokai.com/>



コーディネーター初心者の立場からのcomment

コーディネーターという立派な名前をいただきながら、その役回りも「ちゃんとできない」「うまくできない」ことが多い私なのですが、でも、だからこそ、多才な人たちがこの場にかかわって、多彩なアイデアとともに試行錯誤してこれたのだと思います。障害者・健常者といった「立場」や既存の固定化された「学び」を超えて、彼らとともにある日常を大切に、これからも場づくりを探索していきたいです。

大森 梓

障害者本人と一緒につくる 学びの場

東京都練馬区障害者地域自立支援協議会の取り組み

青山 鉄兵 (文教大学人間科学部准教授)



社会教育における住民参加の原則

社会教育の分野では、社会教育委員や公民館運営審議会など、地域の社会教育(施設)のあり方に住民の声を反映させるための仕組みが大切にされてきました。学習者が自律的に学び、より良い地域を作っていくためには、学びのあり方を自分たちで決めることが重要だと考えられてきたからです。こうした住民参加へのこだわりは、学校教育とは異なる社会教育の特徴の一つと言ってよいでしょう。

しかし、社会教育委員や公民館運営審議会の委員に障害のある人が就任しているケースはほとんど見られません。このことは、「学びのあり方を自分たちで決めていく」と言う時の「自分たち」とは、健常者であることが暗黙の前提だとされてきたことを示していると言えます。そこには、障害者にはこうした会議への参加ができないはずだという認識(バリア)もあるでしょう。障害者の生涯学習を推進していく上では、参加する際のバリアを減らしていくだけでなく、住民の声を反映させるプロセスから障害者が排除されている現状にも目を向ける必要があります。

東京都練馬区障害者地域自立支援協議会 への知的障害者の参画

練馬区では、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実させるための「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」の制定を目指す中で、練馬区障害者

地域自立支援協議会の専門部会として、2021年に「(仮称)意思疎通条例検討部会」が設置されました。この部会では、条例の制定に向けたプロセスに当事者の視点を反映させるため、視覚障害、聴覚障害、知的障害の当事者が委員となっており、特に知的障害の当事者が練馬区障害者地域自立支援協議会の委員となる初めてのケースになりました。区の担当者によれば、当事者に委員を委嘱した背景には、新しく条例を作る上で、日常生活の中のどんな場面で困難を感じているか、当事者の生の声を直接聞くことへの期待があったと言います。

今回、知的障害の当事者として委員を務める原田奈津紀さんと百瀬賢太郎さんは、NPO法人障がい児・者の学びを保障する会(以下:学びの会)のメンバーであり、2人が会議に参加する上では、区と学びの会によるさまざまな工夫がなされています。

・情報を分かりやすく伝えるための工夫

通常の会議資料に加えて「分かりやすい版」が作成され、事前に委員に送付されています。原田さんと百瀬さんは事前に学びの会のスタッフと一緒にこれらの資料を読み、発言のメモを作成してから会議に臨みました。また、会議中は学びの会のスタッフが同席し、必要に応じてサポートを行います。2人によれば、「分かりやすい版」の資料は分かりやすいが、情報量が多く、会議中にどこの話をしているのか探づらい時もあると言います。



区職員による練馬区障害者計画のわかりやすい版ヒアリング

・心理的な負担を軽減するための工夫

今回、知的障害者が委員を務めるのが初めてだったため、参加する際の本人の心理的な負担を軽減するため、学びの会の提案もあり、2名が委員になることになりました。原田さんも百瀬さんも、委員が2名いることで参加する上での不安を和らげられたと言います。また、会議中に言えなかった意見があった場合は、会議後でも伝えられるようになっています。百瀬さんからは、自分からは挙手しづらかったので、発言者を指名してもらえて助かったこと、普段から支援者に「わかったでしょ?」と聞かれると、わかってなくても「わかった」とつい言うてしまうことがあるので、「わからないことあった?」と聞いてもらえると質問がしやすいこと、なども教えてもらいました。

こうした環境が用意できたのは、区の障害者計画を当事者の視点で検討した過去の「勝手に検討会」をはじめとして、当事者の主体的な参加に関する取り組みを進めてきた学びの会の協力によるところが大きいと考えられます。こうした参加のプロセスを形骸化させないためにも、日頃からの関わりが重要な意味を持っているのです。

当事者の声が反映されることの意味

こうした当事者の声が反映されるプロセスは、第一に、それ自体が、当事者自身の学びにつながるものと言えます。例えば、百瀬さんにとって今回の会議は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者それぞれにとって、分かりやすい情報が違うということに気づく機会でもありました。また、原田さんは、そもそも知的障害者がこうした委員になれな



いのは仕方ないことだと思っていたと言います。話をきちんと聞いてもらえない経験をしてきた方も多く、自分たちの声が反映されるべきであるという実感を得にくい状況にある中で、こうした経験は、自分たちの声を届けることの大切さを当事者自身が気づく機会にもなるのです。

第二に、こうしたプロセスは、周囲の関係者の学びにもつながるものです。例えば、区の担当者は、「分かりやすい版」の資料を作ることの難しさや、多様なニーズに柔軟に対応することの大切さなど、実際に関わってみて気づくことも多かったと言います。ただ、それ以上に大切なのは、当事者と直接的に関わりながら試行錯誤する中で、周囲の関係者も、知的障害者が委員として参加するプロセスを経験できる点でしょう。住民参加の仕組みにまだまだ当事者の声が届きにくい現状を変えていく上では、多くの自治体でこうした経験が蓄積されていくことが、重要な意味を持つはずだと。

(本稿の執筆に当たっては、NPO法人障がい児・者の学びを保障する会および練馬区福祉部障害者施策推進課のご協力をいただきました)



知的障害の当事者として委員を務めた百瀬さん(左)と原田さん(右)

(仮称)練馬区意思疎通条例検討部会に参加した知的障害当事者のインタビュー動画

<https://npo-manabinokai.com/interviewmovie/>



障害者本人の立場からのcomment

今までは、話しても、理解どころか、面倒臭い、マガママだと、思われる事が多かったので、知的障害の当事者が、参加しても、参加した事だけで、終わって、しまうのかなと思いましたが、発言の場面を何回も、頂いて、話せば、伝わるのかなと、思いました。全国で、知的障害本人が会議に参加できる、社会になると、良いな、と思いました。

百瀬 賢太郎 (NPO法人障がい児・者の学びを保障する会「i-LDK」実行委員)

「防災」の学びを通じた 特別支援学校と地域の関係づくり

山口県立山口総合支援学校でのコミュニティ・スクールの取り組み

志々田 まなみ

(国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官)



特別支援学校でのコミュニティ・スクール導入

生涯学習の推進において、学校教育には、基本的な学習能力の育成だけでなく、自ら学ぶ意欲や態度を育てることが期待されています。平成31年2月に公示された特別支援学校学習指導要領にも、学校卒業後の豊かな生活に向け、生涯学習への意欲を高めていくことや、障害の有無を越えた多様な人々との学び合い・交流を重ねていくことの重要性が明記されることとなりました。しかし、こうした学習機会を特別支援学校だけで拡充していくことは困難であり、保護者や地域住民といった学校外の人々と連携・協働していくことが必要となります。その仕組みとして、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入する特別支援学校も増え始めています。

多くの小・中学校では、児童・生徒の家庭が所在するエリアと、学校の所在するエリアが重なっています。そのため、同じエリア内に居住する住民の共同体としての「ローカル・コミュニティ」が基盤となり、「地域ぐるみの子育て」といったかけ声のもとで協力を得やすい傾向がみられます。しかし、特別支援学校のような広域から児童・生徒が通ってくる学校の場合には、それが難しいといった声をよく耳にします。



防災の学びを通じた学校と地域の関係づくり

その課題を克服している事例として、山口県立山口総合支援学校の「防災の日」の取り組みをご紹介します。

平成30年にコミュニティ・スクールを導入した山口総合支援学校では、①学校内の避難訓練や非常食給食といった従来の学校行事、②PTAによる防災講演会や展示、③学校防災をテーマにした熟議の3つを、学校運営協議会の中で開催しています。そうすることで、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民が、その日一日で、同じものを「見て」「聞いて」「語り合う」ことのできる状況をつくっています。「ローカル・コミュニティ」との接点が見つかりにくい特別



PTA防災安全部による展示

支援学校で、学校と地域との共通の課題である防災活動を糸口に、児童・生徒や教職員と、地域住民との関係づくりにうまくつなげていくことができている事例だと言えるでしょう。

この取り組みは、児童・生徒が学校卒業後の地域活動での活躍に目を向ける契機となっているだけでなく、学校の防犯・防災リスクの軽減や、地域の防災意識の向上といった側面にもつながっています。

テーマ・コミュニティの可能性

ここで重要なことは、この取り組みによってさまざまな障害・特性を持つ児童・生徒と、その保護者や教職員と、地域住民とが、あらゆる人に配慮した避難所運営の在り方を



学校と地域の防災をテーマとした対話



考えたり、改善点を見つけたり、各々の役割を考え直すような活動に成熟し始めているという点です。

ここに、特別支援学校と地域との関係づくりを考えていく上でのもう一つのヒントがあるように感じます。特別支援学校の地域連携に対するアドバイスとして、「ローカル・コミュニティ」ではなく、特定の分野に特化した活動を目的とする「テーマ・コミュニティ」という概念で地域を捉え、連携先を開拓していくアプローチがあります。

特別支援学校でいえば、障害者が安心・安全に暮らし、積極的に参加・貢献していける共生社会の成熟というテーマが掲げられることが多いように思いますが、同様の使命を持つ専門機関、協力団体等との連携は、これまで也十分なされており、新たな展開につながらないといった悩みもしばしば耳にします。

山口総合支援学校の取り組みは、「ローカル・コミュニティ」がゆっくりと「テーマ・コミュニティ」へと成熟していく様子が理解でき、より多様な人々とのつながりへと拡大していく可能性を感じます。「防災」は障害の有無にかかわらず、ともに当事者意識をもって学び合うことができる生涯学習テーマの一つと言えるでしょう。

文部科学省
学校と地域でつくる学びの未来ポータルサイト
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



元特別支援学校教師の立場からのcomment

特別支援学校教師だった頃、児童生徒の地域との交流や就労機会の拡大、地域生活の充実を目指して、学校近くの商店会や団地自治会、大学、町の商工会やロータリークラブといった地域リソースとの協力・連携を模索しました。例えば、団地商店街にできたコミュニティ・カフェでの障害のある児童生徒の就労体験に障害児教育を学ぶ学生に付き添ってもらうことで三者のニーズをマッチングさせたり…。

そんなさ中、比較的大きな地震が起き、学校は地域住民とりわけ高齢者や障害者を受け入れる避難所を開設しました。「カフェで生徒さんからコーヒーを頂いたことがあるので敷居が低くなって…」と、利用された方が語っていたことが思い出されます。特別支援学校は大規模災害時に障害者等を対象とした指定避難所を開設することがあります。特別支援学校が地域コミュニティに貢献できる一例です。

平井 威

特別支援学校を「地域」に開き、 活かしていく

東京都立特別支援学校公開講座の取り組み

梶野 光信

(東京都教育庁地域教育支援部主任社会教育主事)



学校施設を活用して始まった青年教室

私が所属する東京都教育庁は、1969(昭和44)年から特別支援学校の卒業生を対象に社会教育事業(青年教室)を実施してきました。この取り組みは、特別支援学校の教員たちが保護者からの要望を受け、自主的に行っていた活動を、行政の事業として位置付けたものです。その際に根拠となったのが社会教育法でした。同法の第44条には、学校の施設を社会教育のために利用できることが、第48条には、教育委員会が公立学校に対して社会教育の講座の実施を求めることができる旨の規定があり、これらの条文を根拠に、障害者青年教室が誕生したのです。



「あきるのクラブ」リトミック活動でのパラパレーン

今から20年以上も前のことになりましたが、私はこの障害者の社会教育事業を担当していました。その頃は東京都の財政が悪化の一途を辿っており、20年以上続けてきた事業の抜本的見直しが指示され、障害者の社会教育事業もその見直しの対象となりました。そこで私は、別の施策的位置付けで取り組んでいた「都立学校公開講座」の中に、障害者の社会教育事業を位置づけ直すことを考えました。この都立学校公開講座は、1987(昭和62)年の臨時教育審議会第三次答申が提起した「開かれた学校づくり」を受けて生まれた施策で、当時東京都の長期計画にも位置付けられている事業でした。

障害者本人の地域活動と、 地域の障害理解の促進

この都立学校公開講座の施策の中に、特別支援学校卒業後の障害者を対象とした取り組みをどのように位置付けていけばよいのか、担当者として悩みました。また当時の私は、学校週5日制の実施に伴う障害児たちの地域活動を促進する事業も担当していました。ここでは、学校週5日制を契機として、障害児の様々な体験機会づくりが地域内で進められるか、が大きな施策課題でした。そんな時、私たちの前に現れた救世主が特別支援学校の校長や教員たちでした。



私たちは特別支援学校の校長たちと、毎週のように打ち合わせの機会を設け、いかにして障害児・者の地域活動を推進していくか、そのために特別支援学校に何ができるのか話し合いました。その際、私たちが重視したのは、「障害のある子どもや青年、そして成人たちにとって『住みやすい地域をつくる』という視点で、そのためには、特別支援学校の教員が卒業生の対応を担うという図式を見直す必要がありました。そこで、「本人向け講座」を障害者青年教室に加え、障害者を支える「ボランティア講座」を実施することにしました。障害者が地域社会の中で当たり前に行える状況を生み出すためには、その前提として障害者理解の輪を地域に広げていく必要があると考えたからです。

20数年前の私には、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)やサステナビリティ(持続可能性)という理念が明確に意識化されていた訳ではありません。しかし、今後の地域社会づくりにおいて、これらの理念は中核に据えられるべきものであり、私たち社会教育関係者はそれらの理念が持つ意味を自覚的に捉え、障害者の生涯学習を支援する施策づくりに取り組んでいかなければいけません。

みんなの「当事者性」を重視する視点

しかし、都立特別支援学校で取り組まれている現在の「本人講座」や「ボランティア養成講座」を見てみると、いくつもの壁に直面しています。例えば、障害者本人講座は、必ずしも地域の障害者に開かれたものとなっておらず、その

講座を開催する特別支援学校の卒業生のみを対象としている学校も少なくないこと、そして、講座を企画・運営するのはその特別支援学校の教員である場合が圧倒的に多いこと等の課題があります。また、「ボランティア養成講座」には、年々参加希望者が減少しているという状況です。

現在は、この状況を打開し、障害者の生涯学習を持続可能な仕組みとして、地域社会の中に位置付けるのかを社会教育行政の担当者として考えているところです。

その中で、障害のある人にとっても、地域で関わる人々(ボランティアの方々)にとっても、それぞれの「当事者性」を重視する視点を忘れてはいけません。また、特別支援学校が障害者と地域の人々が出会い、交流する拠点としての役割を担うような施策づくりの必要性を感じています。



「あきるのクラブ」地域の太鼓サークルと活動する様子

「あきるのクラブ」(東京都立あきる野学園)の取り組み

「あきるのクラブ」は、障害のある子どもたちや家族の豊かな生活と生涯学習につながる地域活動・余暇活動の企画・運営に取り組む組織として、2004年に活動を開始しました。東京都立あきる野学園PTAが中心となって結成され、学校・地域・企業等が連携し、地域に開かれた活動を実施しています。主に第三土曜日(年間11回)4つのコースのプログラムの中から好きなプログラムを選んで参加できます。これは保護者、教員、ボランティアも同様です。クッキングや和太鼓(写真)などの学校内での活動のほか、バーベキューやボウリングといった校外での交流活動も行っています。

多様なプログラムを持続的に運営していくためには、ボランティアの協力も欠かせません。東京都が各特別支援学校で実施しているボランティア養成講座を受講した方々の有志が、ボランティアサークルの一員として、あきるのクラブと連携し活動をしています。

「あきるのクラブ」(東京都立あきる野学園)は、平成29年度「地域学校協働活動文部科学大臣表彰」も受けました。学校を地域の資源のひとつとして捉え、障害のある子ども達の余暇活動を充実させるとともに、地域の生涯学習の場にもなっています。

宮寄 明美(「あきるのクラブ」代表)

keyword #セルフアドボカシー #自己効力感 #自分で自分を守る #トラブルシューター #専門家ネットワーク

いろいろな立場の人が協働して 学びを拓く

NPO法人PandA-Jの取り組み

津田英二（神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授）

あなたならどうしますか？

職場の仲間 おまえさあ、もっちゃんと仕事しろよ。

けんちゃん ちゃんとやってるよ。

職場の仲間 それでちゃんとやってるって言えるのかよ。いつも遅れるし、間違いだっただ多いじゃないか。自覚をもてよ。

けんちゃん そんなこといったって…

「職場での会話」と題して行われた学習の一場面です。知的障害のある2人の学習者が、実体験に即して作られた台本に沿って演技をしていました。けんちゃんは、一生懸命仕事をしているのに、仲間から「ちゃんとやっていない」「さぼっている」と指摘されます。この寸劇のあとで、けんちゃんはいったいどうしたらいいのか、ということについて、学習者たちが意見交換をしました。

Aさん けんちゃんは嫌な思いをしているけど、言い返したらけんかになって、もっと嫌な気持ちになりそう。

Bさん 私にも、同じような経験があります。一緒に働いている仲間なのに、どうしてもわかってもらえなくて、とても辛かった。

Cさん 障害者だからどうせできないんでしょ、って言われたことがあります。すごく落ち込みました。

いろいろな話が出てきた後、仕事仲間との関係で嫌な思いをしたときは、信頼できる人に相談するのがいいよね、という話に落ち着いていきました。

「私」を磨く本人講座 ～自分で自分を守るための学習～

上の対話は、北海道の石狩トラブル・シューター・ネットワーク（石狩TS）が当事者の会である「大地の会」のメンバーを対象に実施された特定非営利活動法人PandA-J開発プログラム・セルフアドボカシーの取り組みのひとつです。セルフアドボカシーというのは、自分の権利を自分自身で擁護するという意味です。知的障害者の権利を支援者が擁護するケースが多い中、自分自身で権利を主張し守る力を身につけ、自分の人生を納得して歩めるようにしようという運動です。

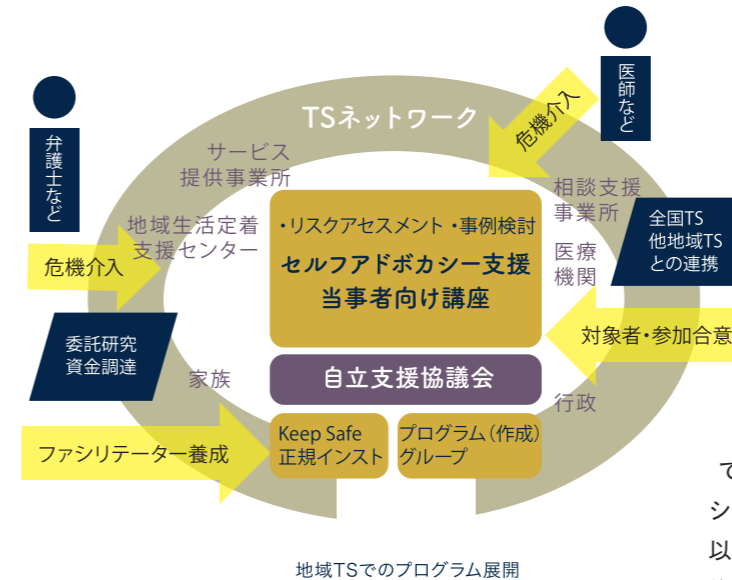
自分自身の権利を主張できないと、不審者に間違えられたり、犯罪者にされたり、トラブルに巻き込まれても何も



セルフ・アドボカシーを学ぶ会

きないということもあります。「トラブルや人生の岐路に立っても、自分でグッドウェイを選択し、意思決定していける「私」を磨く本人講座」というコンセプトが、PandA-Jの取り組みの特徴を表しています。

知的障害者が権利を自分で守るためには、状況を的確に把握し、適切な行動をとるための学習活動が欠かせま



地域TSでのプログラム展開

せん。その際「これをしてはいけません」「こうなさい」という「教え込む」方法は効果がないばかりが有害です。そういうアプローチは「そんなこと聞きたくない」「知らない」といった拒否・思考停止や、「わからないけど同調しておけば問題にならない」という黙従・迎合などの反応を引き出してしまふからです。

この学習のために必要なことは、「安心して自分の思ったことが言える」「自分のありのままが認められる」という守られた環境と、主体的な考察や働きかけが引き出され「自分の意見や行動が他の人の役に立つ」という自己効力感が得られる機会です。

PandA-Jでは、知的障害者が行動選択の「分かれ道」に立った時、「3人の悪者」のそそのかしと「3人の賢者」の助言について考えるように促し、「分かれ道」にいる自分の分身にアドバイスするという形で学びを深める工夫をしました。行動の選択肢をもつということと、その選択肢の中から自分で選びとることが大切だからです。

専門家ネットワークで 人間関係の学びを支える

PandA-Jの取り組みは、様々な人間関係のトラブルに巻き込まれてしまうリスクのある知的・発達障害のある人を対象にしたものです。

中でも他人を傷つけてしまうリスクのある人たちは、自

と他者との関係性に困難を抱えています。そこに共通しているのは「同意なき境界侵犯」という、相手の同意なく相手の領域に踏み込んで勝手なふるまいをすることです。この困難を改善するためには、人との関係から学ぶことが効果的です。

そこでPandA-Jでは、「トラブル・シューター・ネットワーク」という信頼できる人たちのネットワークによって、その学びを支えていくことにしました。トラブル・シューター・ネットワークは、現在のところ、全国に20カ所以上組織され、社会福祉士、特別支援学校教師、矯正教育施設専門官、弁護士、保健師など、いろいろな専門家がボランティアに集まって相談・支援を行っています。

すべてのまちにネットワークを

「トラブル・シューター・ネットワーク」がすべての自治体に置かれるようになるにはまだ時間が必要そうです。しかし、まったく同じでなくても、（自立支援）協議会のような、信頼できる人たちのネットワークはあるはず。冒頭の対話で紹介した石狩市では「大地の会」の副会長が（自立支援）協議会の会長を担っています。

兵庫県のある自治体でも、知的障害者が（自立支援）協議会の正式なメンバーになるための模索を始めています。名簿に名前を連ねるだけでなく、会議の中で意味のある発言をすることは簡単ではありません。そのため、協議事項について予め学び、自分の意見をもてるようにしておかなければなりません。そこで、（自立支援）協議会に参画する知的障害者を支える集団づくりをしていくことはできないか、社会福祉協議会を中心に検討を始めました。

各地の実情に合った形で、知的障害者の社会参加を支え、彼らが社会参加の経験から学ぶ機会を保障するしくみが作られていくといいですね。

NPO法人PandA-J HP
<http://www.panda-j.com/>



講座実施者の立場からの comment

「同意なき境界侵犯」の一例に性犯罪・性暴力があります。性的問題行動リスクのある知的・発達障害児者への実践的介入は主に矯正教育や児童養護等の現場で取り組まれています。地域生活をしている知的・発達障害者への問題行動を予防するための学習支援も多様な現場から求められています。上の図にある「Keep Safe」は、堀江まゆみ白梅学園大学教授らが文部科学省の実践研究事業等も活用して普及してきた認知行動療法にもとづく地域ベースのグループ介入プログラムです。

平井 威

keyword # (自立)支援協議会 # 自分のやりたいこと # 休日の過ごし方 # 地域のサークル活動

「障がい者のためのクラブ・サークル紹介」の発行を通じた生涯学習情報の収集・発信

福井県福井市障がい者自立支援協議会の取り組み

文部科学省障害者学習支援推進室



障害者等への支援の体制の整備を図るための協議会

障害者総合支援法では、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う(自立支援)協議会の設置に努めるよう地方公共団体に求めています。この法律に基づき、福井市障がい者自立支援協議会では、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための支援体制や生活に必要な社会資源等について、各専門部会で検討をすすめています。

交流や活動の幅を広げるための支援ニーズ

その専門部会の一つ、居宅生活支援部会では、障害のある人の休日の過ごし方として、交流や活動の場の必要性や意義について多くの意見が交わされ、個々人の活動の幅を広げるような支援が必要であるとの結論が出されています。その背景には、障害のある人がより自分らしい生活を送るために、人との出会いや交流、社会体験の場等の情報提供を求めて、相談支援事業所に相談するケースが増えている実態が指摘されていました。



福井市障がい者自立支援協議会が集め、発信する生涯学習情報

そこで、居宅生活支援部会では、主に福井市内を中心に活動している各種団体や事業所等に対して活動状況をアンケート調査し、その結果をまとめた最初の冊子「みつけよう! じぶんのやりたいこと〜障がい者のためのクラブ・サークル紹介〜」を平成23年度に発行しました。この冊子は市内在住の障害者や家族などが利用しただけでなく、相談支援機関等においても活用され、好評だったことから、令和2年3月に情報が更新された「vol.2」が発行されました。本冊子では、クラブ・サークルが15団体紹介され、巻末には福井市公民館50館の基本情報一覧も掲載されています。

この事例は、(自立支援)協議会が、障害者の地域でのサークル活動をはじめとする生涯学習情報の収集・発信を行う貴重な取り組みといえます。

「みつけよう! じぶんのやりたいこと
〜障がい者のためのクラブ・サークル紹介
〜vol.2」(PDF形式)



福井市障がい者自立支援協議会

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117.html>



Profile

執筆に携わった「障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会」委員
プロフィール(五十音順)

青山 鉄兵

・文教大学人間科学部 准教授

専門分野は社会教育・青少年教育。現在、(独)国立青少年教育振興機構青少年教育センター副センター長、(公財)日本YMCA同盟常議員等を兼務し、主に子ども・若者の体験活動の支援などに関わっている。これまで、文部科学省生涯学習調査官、東京都生涯学習審議会委員、埼玉県社会教育委員のほか、さいたま市、国立市や川島町等で公民館運営審議会委員などを務めてきた。特技は手話。



大森 梓

・NPO法人障がい児・者の学びを保障する会 代表理事

知的障害のある子を含む4児の育児を通して、障害者の様々な社会的課題に直面し、活動を始める。生きること自体が学びであると捉え、固定概念に捉われない多様な学びの場をつくる活動に取り組む。主な実践は、障害福祉サービス(生活訓練)事業の学びの場「MoreTime ねりま」、練馬区地域おこしプロジェクト発自主事業ダイバーシティ発信基地「i-LDK」、文部科学省実践研究事業等。



梶野 光信

・東京都教育庁地域教育支援部 主任社会教育主事

社会教育専門職として採用されてから28年、継続して社会教育行政に携わっている。入庁後5年間は、都立特別支援学校の学校開放事業や障害児5日制事業等を担当。学生時代から教育福祉論に関心を持ち、教育行政の中でどのように実現できるか考え続けている。



志々田まなみ

・国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官

広島経済大学教授を経て、2017年4月から現職。専門分野は社会教育学、生涯学習論。特に学校・家庭・地域の連携協働に関する調査研究に携わるほか、社会教育実践研究センター社会教育調査官も併任し、社会教育職員等の養成・研修の充実・改善にも関わっている。



津田 英二

・神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授

知的障害のある青年たちを対象とした大学教育の実践や、神戸大学のサテライト社会教育施設「のびやかスペースあーち」の運営など、共に生きるまちづくりをめざす実践に取り組んでいる。



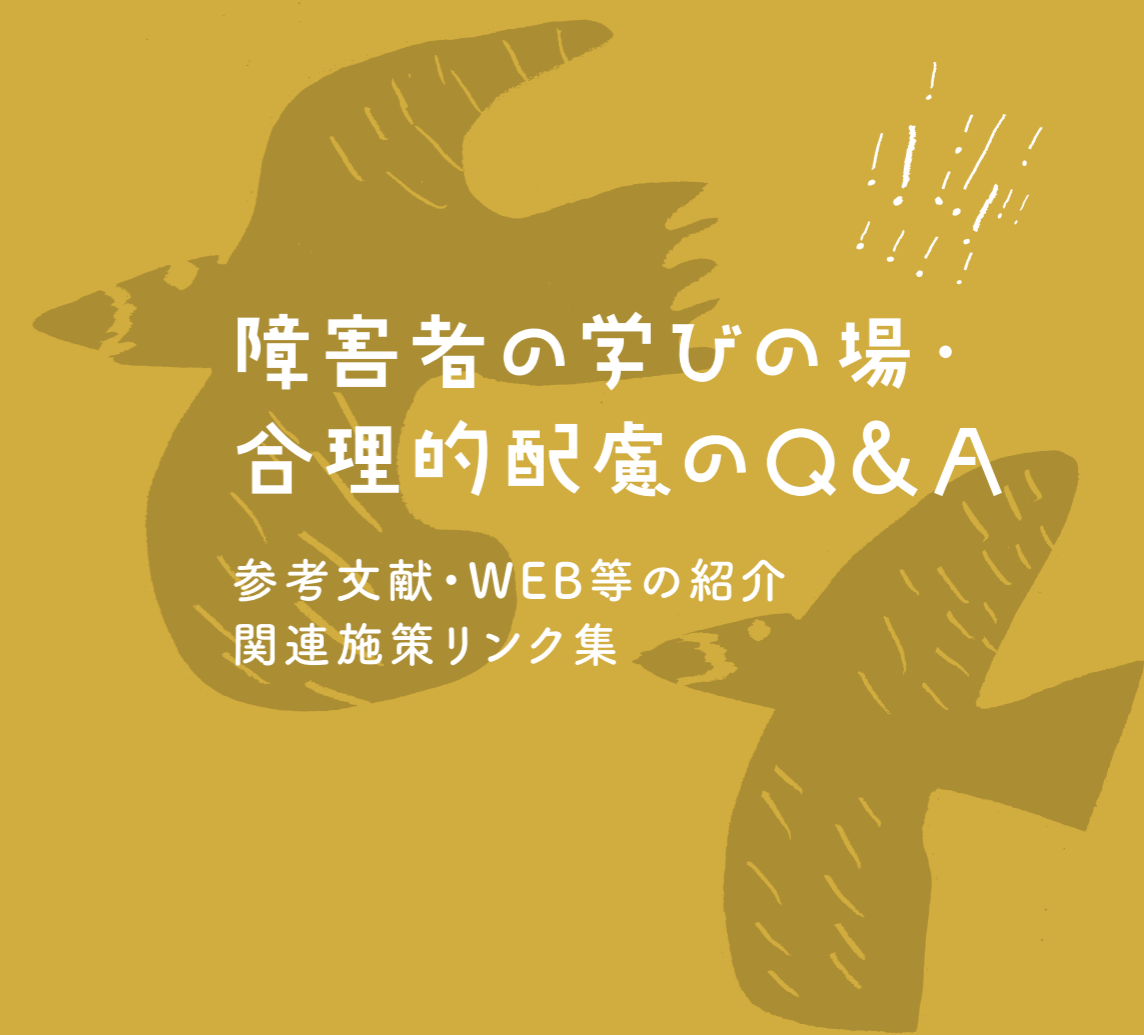
平井 威

・明星大学 客員教授・明治大学 兼任講師

東京都立特別支援学校にて教師を務めたのち、明星大学特任教授などを経て現職。「オープンカレッジ東京」など知的障害のある人の生涯学習支援に取り組んでいる。



U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g
U g a i g a k u s h u > y o U g a i g



障害者の学びの場・ 合理的配慮のQ&A

参考文献・WEB等の紹介
関連施策リンク集

障害者の学びの場・合理的配慮のQ&A

～障害の有無にかかわらず、共に学ぶ事業づくりのストーリーヒント集～

このページには主に障害者の生涯学習に関わる地方公共団体の職員目線に立って作成した、障害者の学びの場づくり・合理的配慮のモヤモヤ解消に向けたQ&Aを掲載しています。

「障害者の生涯学習が課題になっていることはわかったけれども、障害当事者から具体的にどんな支援が求められているのかわからない…」そのような疑問や悩みを持つ社会教育・生涯学習の担当者をはじめとして、公民館等の社会教育施設で働く職員や障害者福祉に関わる担当者など、自分自身の立場に読み替えてご覧ください。

X市の生涯学習課に勤務するYさんは、社会教育職員向けの研修会で「共生社会の実現を目指した学び」についての話を聞いて共感し、障害者の参加を想定した事業を行うことにしました。しかし、これまで主に歴史講座や料理教室などの講座を企画してきたYさんには、様々な疑問が湧いてきます。障害の有無にかかわらずに学び合える場はどのようにつくっていけばよいのか。企画を考えれば考えるほど、Yさんのモヤモヤは募るばかり…。

モヤモヤケース①
障害者を参加者に想定した生涯学習事業の企画にあたって

Q1 障害者の生涯学習事業を企画するにあたって、重要になる視点はどのようなことですか？

A 誰もが、より豊かな生活を送るための学習機会を、自分で選んで参加できる社会を生涯学習社会と呼びます。多様なニーズに応えられる学習機会をどう周到に準備するかということよりも、何を学びたいか、どう学びたいかといった障害者の思いに寄り添って、学びの場づくりや仲間づくりを支援できる準備を整えていくことが、生涯学習事業を企画する上で、まず重要な視点でしょう。

Q2 講座形式の事業を行う場合、健常者と障害者が一緒に学ぶ講座か、障害者のみを対象とした講座のどちらからはじめたら良いのでしょうか？

A 講座の中身や学びのニーズによっても異なりますが、まずは現在行っている講座等に、障害者が参加しやすくなるような工夫(=合理的配慮)をすることから始めてみましょう。その後、障害種別のニーズに応じた講座の実施など、選択肢を広げていってみましょう。

Q3 講座には、障害に関する専門的な知識や技術を持つ方が必要でしょうか？

A 障害者の学習支援には、多くの場合、「特別な知識や経験」は必要ありません。必要なことは、講座に参加する障害者本人がどのようなニーズ、要望を持っているか、できる限りその意向等を把握するためにしっかりとコミュニケーションをとることです。

例えば、聴覚障害のある参加者を想定して、あらかじめ手話通訳者を手配しておくことも考えられますが、聴覚障害者すべてが手話を使えるわけではなく、配慮が必要な方の個別のニーズを聞き取り、現実的な対応と一緒に考えることが基本になります。

知らないこと、わからないことがあったときは、率直に聞く、すぐに調べる、謙虚に学ぶ姿勢や態度が重要です。また、参加者に個人情報の共有範囲の了解を得たうえで、講師などの学習支援者に情報を共有し、対応方針を相談しておく調整なども求められます。

これらのアドバイスを受け、Yさんは以下のような講座を企画しました。

- 講座名:みんなで楽しむ音楽教室～世界の楽器に触れてみよう～(全2回)
- 対象:健常者・障害者問わず
- 会場:X市生涯学習センター(施設がバリアフリー対応しており、アクセスが良い中核的施設)
- 内容:地域の音楽サークルで活動する方を講師に招き、様々なジャンルの音楽と楽器に触れてみることで、世界の音楽文化を理解する講座

モヤモヤケース②
参加者の募集や準備にあたって

次は参加者の募集です。Y市では1ヵ月に1回、広報紙を発行しているほか、市民向けにSNSで情報発信を行っています。Yさんは、これまで行ってきた講座と同じように、広報紙とSNSで参加者募集をかけようと考えていましたが、これで障害者へきちんと情報が届くのか、障害者が参加してくれるのか、不安になってきました。

Q4 参加者を募集する際は、対象をどのように表記したらよいのでしょうか？

A 広報紙などに対象を記載する場合は、「障害の有無にかかわらずご参加いただけます。詳細やご要望等はお問合せください。」などと具体的に記載し、参加希望者とコミュニケーションをとることができるよう、配慮しましょう。障害者を含んで「どなたでも」と記載する場合もあるかと思いますが、障害があることを理由に、申し込みを躊躇してしまう場合も少なくありませんので、注意が必要です。

Q5 X市の広報紙やSNSの他に、障害者へ情報を届ける方法はありますか？

A 文部科学省がH30年度に実施した調査では、障害者が日頃触れている情報源として、「テレビ・ラジオ(60%)」「新聞・雑誌・書籍(45.4%)」「インターネット(webサイトや講座情報の検索サイト)(41.4%)」と



いう結果が報告されています。また、障害種によっても異なり、例えば視覚障害者は、インターネットの音声読み上げ機能などを使用して情報を得る場合が多くなります。広報紙やSNSの他にも、各種ホームページをはじめ、地元のケーブルテレビ、障害者団体を通じた情報提供など、誰に情報を届けたいのかを意識して、広報を行ってみましょう。

音楽系団体等にも声をかけてみてはいかがでしょうか。サポートというよりは「共に学ぶ」という形でさまざまな人に関わってもらい、ネットワークを広げながら、講座をつくっていくプロセスも含めて学びあう視点が重要です。

Q6 参加申し込みを受け付ける際、何か聞いておくべき項目はありますか？

A 必要な配慮の要否を聞く項目を設け、障害種や適切なコミュニケーション手段、同行者の有無等を確認しておきましょう。当然のことながら、どのような配慮が必要かは、人によって異なります。まず大事なことは、配慮希望の有無やその内容等を事前に把握しておくことです。Q3とも関連しますが、無理なく講座に参加できるようにする、適切な対話(コミュニケーション)が重要です。

モヤモヤケース③
講座終了後、今後の課題に向けて

準備が功を奏して、講座は無事に終了しました。講座内容も充実し、参加者の反応も好評だった一方、障害理解につながる参加者同士の交流などに課題も残りました。また、障害者の学習ニーズも、把握できていません。今後の企画に向けて、まだまだモヤモヤは尽きません。

アドバイスをもとに積極的な広報を行ったYさん。情報がしっかりと届き、健常者10名、障害当事者4名(視覚障害者1名、知的障害者2名、肢体不自由者(車椅子)1名)の参加申し込みがありました。

Q8 もっと多くの障害者に講座へ参加してもらうために、これから出来ることはなんでしょうか。

A 障害者に情報を届けたり、障害者のニーズを把握したりするには、福祉関係部署や特別支援学校等との連携が有効です。

組織同士がしっかり連携していくためには、双方が共有できる目的・ねらいが必要になります。この講座が充実することが、福祉関係部署の業務にどんな良い効果をもたらすのかという視点から説明できるようにしておく、連携が進みやすくなります。また、それぞれの得意分野を生かした役割分担を提示できると、相手も自分も安心して連携できるのではな

Q7 当日勤務予定の職員の人数にも限りがあります。どのようなサポート体制を組むことが考えられるでしょうか？

A 職員がすべてを支援するには限界があります。ぜひ、地域のボランティアサークルや社会福祉協議会、今回の事業であれば日ごろ施設を利用している

いでしょうか。あとは、他部局を巻き込むためには、まずは自らが巻き込まれてみることも、時には必要でしょう。相互理解が連携の第一歩となります。

や「第4次障害者計画」には係る記載がありますので、参考にしてください。

また、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という言葉があります。こうした計画策定をはじめ、生涯学習の取り組みを計画する際には、障害者本人たちの声を聴き、一緒に創っていくという視点も重要になるでしょう。

無事に講座を実施し、今後に向けて自分自身もたくさんの学びがあったYさん。これからも、障害の有無にかかわらず、誰もが学び続けることのできる共生社会の実現を目指し、できることに取り組んでいこうと心に誓いました。さて、これからさらに取り組みを進めるために考えられることはなんでしょうか。

Yさんからのメッセージ

私の感じていた疑問やモヤモヤが、何かのヒントになれば嬉しいです。もちろん正解はひとつではありません。いまある事業や講座が、すべてのひとに開かれたものになっているかどうか、一歩立ち止まって考えてみてください。少しの工夫と配慮で、学びの世界はぐっと広がります。

Q9 連携体制をつくるために、どのような取り組みがあるのでしょうか？

A 全国の地方公共団体の障害者学習支援担当が中心となり、地方公共団体における庁内連携、関係機関・団体との連携を図ることが望まれます。

障害者総合支援法に規定される(自立支援)協議会の場において、相談支援の事例を通じて明らかになった障害者の地域生活における生涯学習等のニーズや課題について協議していくことも考えられるでしょう。まずは実態や課題を把握し、関係者間で問題意識や情報を共有していくことが求められます。



Q10 今後、X市の取り組みとして、組織的に障害者の生涯学習に取り組んでいくためには、どうしたら良いのでしょうか？

A 市区町村の行政計画である、教育基本振興計画や生涯学習推進計画、あるいは障害者計画などに、「障害者の生涯学習」を位置付けることがその一歩になります。国が定める「第3期教育基本振興計画」

文部科学省障害者学習支援推進室
/志々田まなみ(国立教育政策研究所
生涯学習政策研究部総括研究官)

障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会から 参考文献・WEB等の紹介

この事例集を補う参考資料を紹介します。一般の書籍や雑誌と、オンラインで入手できるリソースを選びました(URL掲載の資料は全文をHPからダウンロードできます)。

自由時間の充実や自己実現の観点から

○障害者の学びの実践に関わってきた人たちの声を集めた本
『障害をもつ人の生涯学習支援』
小林繁・松田泰幸・「月刊社会教育」編集委員会 編
旬報社、2021年

『「思想」としてのわいがや』
喫茶わいがや40周年記念ブックレット編集委員会 編
障害をこえてともに自立する会、2021年
<https://waigaya.online/booklet/index.html>



○表現を活動内容とする学びの実践についての良書
『ソーシャルアート:障害のある人とアートで社会を変える』
たんぼぼの家 編
学芸出版社、2016年

○障害者のスポーツ活動と学びについて参考となる報告書
スポーツ庁「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議」報告書
『地域における障害者スポーツの普及促進について』
2016年
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/002_index/toushin/1369121.htm



学校卒業後の学びの観点から

○高校や特別支援学校高等部を卒業した後に学べる学校づくりについての本
『障がい者青年の学校から社会への移行期の学び』
田中良三・國本真吾・小畑耕作・安達俊昭・全国専攻科(特別ニーズ教育)研究会 編
クリエイションかがわ、2021年

『知的障害者の高等教育保障への展望』
長谷川正人・ゆたかカレッジ 編著
クリエイションかがわ、2020年

○大学が実施している学びの場づくりについてまとめた文部科学省の調査報告書
『「大学等が開講する主に知的障害者を対象とした生涯学習プログラムに関する調査」報告書』
株式会社リベルタス・コンサルティング、2021年
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01580.html



その他

『社会教育』No.870 特集:ユニバーサルデザイン時代の障害者の生涯学習
2018年12月号 発行:一般財団法人 日本青年館

『月刊社会教育』No.777 特集:障害者の学び
2021年2月号 発行:旬報社

『月刊公民館』No.774 特集:障害者の生涯を通じた学習支援
2021年11月号 発行:公益社団法人 全国公民館連合会



障害者の生涯学習関連施策リンク集

文部科学省
障害者の生涯学習の推進について
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm



都道府県・指定都市
障害者学習支援担当窓口一覧

※お住いの都道府県・地域における障害者の学習支援に関する取組の状況・情報等については、下記掲載の窓口にお問い合わせください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1400430.htm



「障害者の生涯学習支援活動」に係る
文部科学大臣表彰

※他の模範と認められる障害者の生涯学習支援活動の功績をたたえる文部科学大臣表彰を行っています。下記では事例集や事例発表映像がご覧いただけます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1398880.htm



「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」事業

※障害者の生涯学習プログラムや持続可能な実施体制等に関する実証的な研究開発を行う実践研究事業を実施しています。下記ではその成果資料等をご覧いただけます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843.htm



動画

「共に学びひろがる世界～障害者×生涯学習～」
(約13分/令和3年4月)

※障害者の生涯学習実践と障害当事者のメッセージを紹介する動画を公開しています。
https://www.youtube.com/watch?v=5bXcg_sXFd0



リーフレット

「わかりやすい版 だれでもいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」

(障害者の生涯学習啓発資料)

※特別支援学校高等部の生徒や卒業後の障害者本人を主な対象に、「わかりやすい版」として作成しました。ぜひ生涯学習について考えるきっかけとして御活用ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html



啓発用リーフレット

「誰もが読書ができる社会を目指して
～読書のカタチを選べる『読書バリアフリー法』～」

※読書バリアフリー法は、誰もが読書ができる社会の実現を目指しています。本リーフレットには、自分に合った読書のカタチを紹介しています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html



「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」各年度調査報告書

※各調査報告書後半にはヒアリング調査による事例紹介のページを掲載しています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm



文化庁:障害者等による文化芸術活動推進事業

※文化庁では、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に沿って、障害者等による文化芸術活動の推進に関する施策に取り組んでいます。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha_bunkageijutsu/kyosei/



「令和元年度 障害者等による文化芸術活動推進事業 スペシャルページ」

※「事業者の声」「参加者の声」「当事者の声」を紹介しています。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha_bunkageijutsu/kyosei/special/



スポーツ庁:障害者スポーツ

※スポーツ庁では、障害の有無等を問わず、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備するとともに、障害者スポーツの関心を高めていくための取組を行っています。
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm



共生社会のマナビ

～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～

2022年3月発行

執筆：文部科学省「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」委員

編集：鈴木一郎太

デザイン&イラスト：二宮奈緒子・幹(HAHAHANO.LABO)

《本冊子のデザインコンセプト》

お寺や神社は地域のいろいろな人を受け入れる気質を持った場所でした。様々な人が交わったり、それぞれのことに取り組んでいたり、境内で過ごす中で学びも多く生まれていたことだろうと想像します。この冊子では、コミュニケーションと学びの象徴として寺や神社にある物や雰囲気をデザインやイラストに取り入れています。

文部科学省 「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1407843_00002.htm

※本冊子は、こちらのページからダウンロードできます。



文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者学習支援推進室

問合せ

電話：03(5253)4111

メール：sst@mext.go.jp



文部科学省

